変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
変更年月日　平成二十七年一月八日

名称　彦島大橋橋梁灯（Ｃ一灯）
位置
所在地　太郎ケ瀬鼻灯台（山口県下関市彦島）の北東方約一八〇メートル
北緯　三三―五七―一一
東経　一三〇―五四―二〇
変更した事項
位置
所在地　山口県下関市（彦島大橋中央）
北緯　三三―五七―一一
東経　一三〇―五四―二〇
変更年月日　平成二十七年一月八日

名称　奈半利港港口南防波堤西灯台
位置
所在地　高知県奈半利港（港口南防波堤西端）
北緯　三三―二五―〇七
東経　一三四―〇〇―三九
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
変更年月日　平成二十七年一月九日

名称　小湊港灯標
位置
所在地　小湊港北防波堤灯台（千葉県鴨川市）の西南西方約三〇〇メートル
北緯　三五―〇七―一七
東経　一四〇―一一―三一
変更した事項
光達距離　地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十七年一月九日

高さ　地上から構造物の頂部まで七・八メートル　平均水面上から灯火まで九・六メートル
変更年月日　平成二十七年一月十三日

名称　御蔵島港ふ頭灯台
位置
所在地　東京都御蔵島村（御蔵島港ふ頭外端）
北緯　三三―五三―五一
東経　一三九―三五―一三
変更した事項
光達距離　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで六・八メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十七年一月十四日

名称　橘港小勝島南方第一号灯標
位置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約六・二キロメートル）
北緯　三三―五一―一〇
東経　一三四―三九―二九
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・四メートル　平均水面上から灯火まで四・三メートル
変更年月日　平成二十七年一月十七日
記事　一時名称等変更中のところ高さ変更のうえ復旧

名称　阿波竹ケ島沖ＧＰＳ波浪観測灯浮標
位置
所在地　阿波竹ケ島灯台（徳島県海部郡海陽町）の東南東方約一九キロメートル
北緯　三三―二七―三七
東経　一三四―二九―四七
変更した事項
位置
所在地　阿波竹ケ島灯台（徳島県海部郡海陽町）の東南東方約一七キロメートル
北緯　三三―二八―一一
東経　一三四―二八―四七
変更年月日　平成二十七年一月十八日
記事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧

名称　木路ケ埼灯台
位置
所在地　島根県隠岐郡海士町（木路ケ埼）
北緯　三六―〇二―〇七
東経　一三三―〇四―〇七
変更した事項
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
変更年月日　平成二十七年一月十九日

○環境省告示第三十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日

環境大臣　望月　義夫

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　ゼロ・ジャパン株式会社
ロ　住所　東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号
ハ　代表者の氏名　代表取締役　乙顔　均
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
愛知県知多市北浜町十四番四
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等の分解施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
平成二十七年二月十九日
六　縦覧場所
イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
ロ　環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　愛知県環境部資源循環推進課
ニ　愛知県尾張県民事務所知多県民センター環境保全課
ホ　知多市生活環境部環境政策課

○原子力規制委員会告示第一号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の三十四において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録資格講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百十条の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月二十三日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	資格講習業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号及び大阪府大阪市西区鞆本町二丁目八番四号」から「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号、大阪府大阪市西区鞆本町一丁目八番四号及び青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一番六七」とすること。	平成二十七年四月一日